

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン＝ ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉

——「形式的自由」の導入をめぐる(1)——

耳野 健二

- 第1章 はじめに —— 問題の所在と考察方法
- 第2章 ベートマン＝ホルヴェークの生涯と著作 (以上本号)
- 第3章 1840年頃までのベートマン＝ホルヴェークの法思想における「自由」の意義
- 第4章 1850年代以降のベートマン＝ホルヴェークの法思想における「自由」の意義
- 第5章 おわりに

第1章 はじめに —— 問題の所在と考察方法

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン＝ホルヴェーク (*Moritz August von Bethmann-Hollweg*, 1795-1877) は、ドイツ歴史法学派に属する法学者の一人であり、サヴィニーに最も近い弟子の一人としても知られる。⁽¹⁾ 学問的には、サヴィニーの歴史法学の方法論を民事訴訟法の分野に応用したことで知られ、とりわけ民事訴訟制度の歴史的探求において大きな業績を残した。大著『歴史的発展における普通法民事訴訟』(全6巻、1864-1874年)⁽²⁾ はその集大成といえるものである。その業績からもサヴィニーとの深い師弟関係からも、歴史法学派の中心人物の一人に数えられる。このような見地からすれば、ベートマン＝ホルヴェークの法学者としての業績については、まずは何より、近代実定法学確立期における当該分野の

(1) *Landsberg*, *Geschichte*, Text (後出注3), S. 298.

(2) *Bethmann-Hollweg*, *Der Civilprozeß des Gemeinen Rechts in geschichtlicher Entwicklung*, 6 Bände, 1863-74.

定礎者としての意義が強調されうるであろう。⁽³⁾ だが、この点にくわえて興味深いのは、このようにベートマン=ホルヴェークが実定法学に対する寄与⁽⁴⁾を試みる一方で、同時に生涯にわたり法の哲学的基礎づけについても並々ならぬ関心を示し、詳細な論考をいくつか残したことである。

たしかに、ベートマン=ホルヴェークの主要な意図が実定法学への貢献にあったことを考えれば、彼を法哲学者として強調するのは失当であろう。しかし、彼が生きた時代は、法学の世界にも哲学的潮流が大きな影響を与え、また法学者たちもその哲学的関心を隠さなかった時代である。⁽⁵⁾ このよ

(3) ベートマン=ホルヴェークに関する研究状況は、いくつかの優れた先駆的業績は存在するものの、サヴィニーなどに比べればいまだ十分とはいえない。生涯と業績については、*Adolf Wach*, Moritz August von Bethmann-Hollweg, in: *Allgemeine Deutsche Biographie* (ADB). Band 12. Duncker & Humblot, Leipzig 1880, S. 762-773 が比較的まとまった概観を与えてくれる。なおヴァッハの次の指摘はベートマン=ホルヴェークの法思想を研究する上で、ことのほか重要である。「彼の活動の学術的側面、教会的側面、社会的側面、政治的側面に目を取られ、彼を統一的人格として理解しない者は、ベートマン=ホルヴェークの完全な評価というものには到達していない。彼はたしかにそれら多様な分野で有意義なはたらきをしたけれども、彼を民族の最も高貴で卓越した現象の一つにまでしたこの人物の真の偉大さは、その存在の深き調和にある。」(S. 772) 法史学の観点からは、いまでもなお *Stinzing-Landsberg*, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, Abteilung 3, Hlbband 2, Text, 2, S. 295-298, 471-475, Noten, S. 129-132, 210 が基本となる。また政治と宗教との関わりからは、何とんでも *Fritz Fischer*, *Moritz August von Bethmann-Hollweg und der Protestantismus. Religion, Rechts- und Staatsgedanke*, Ebering, Berlin 1938 が重要である。同じフィッシャーによるものとして *Fritz Fischer*, *Moritz August von Bethmann Hollweg*, in: *Neue Deutsche Biographie* (NDB). Band 2, Berlin 1955, S. 187 f. がある。

(4) ベートマン=ホルヴェークの民事訴訟法学上の貢献については *Knut Wolfgang Nörr*, *Zur historischen Schule im Zivilprozess- und Aktionenrecht*, in: *ders.*, *Judicium est actus trium personarum* (1993), S. 155-171 を参照。同人の歴史的研究は、実務に寄与することを忘れることがなく、その終局の目標は、現行法の理解と継続形成を促すことにあった、とされる (S. 158)。またヴァッハは、ベートマン=ホルヴェークは「ドイツ訴訟法学にとって、サヴィニーが民法学にとってそうであったのと同様の存在だった」とする。*Wach*, *Bethmann-Hollweg* (前出注3), S. 772。

(5) たとえば、法学に対するカント哲学の影響は、ドイツ近代法学史の成立史にとって重要な問題の一つである。古典的な研究として *Hans Kiefner*, *Der Einfluß Kants auf Theorie und Praxis des Zivilrechts im 19. Jahrhundert*, in: *Philosophie und Rechtswissenschaft, Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert*, hg. v. *J. Blühdorn* und *J. Ritter*, 1969 Frankfurt am Main, S. 3-25. Jetzt, *ders.*, *Ideal wird was Natur war, Abhandlungen zur Privatrechtsgeschichte des späten 18. Und 19. Jahrhunderts*, 1997, SS. 145-172. 19世紀全般

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉
うな時代にあつて、ベートマン=ホルヴェークにもその影響はけつして小さくはなく、彼の作品にもまた、法の哲学的基礎づけへの強い関心が見て取れる。とすれば、このような当時の代表的な法学者の哲学的思考に光を当てることは、近代法学の哲学的基盤を明らかにする作業の一部としてけつして無意味な作業ではない。

さて、このようなベートマン=ホルヴェークにおける法の哲学的基礎づけという問題の重要性に光を当てたのは、ハーファカンプの大きな功績である。本稿では、このハーファカンプの業績を手がかりとしつつ、ベートマン=ホルヴェークの法哲学の一つの側面について考察を加えたい。

ハーファカンプは、論文『ベートマン=ホルヴェークにおけるキリスト教と私法』(2013年)⁽⁶⁾において、おおむね以下のような論旨を述べている。

1795年生れのベートマン=ホルヴェークは、1810年代の終わりにベルリンで学究生活に入った。そのさいサヴィニーの導きの下、民事訴訟法学を歴史法学の方法で研究するようになり、法学者としての歩みを進めることになる。⁽⁷⁾その一方で、このベルリンでの学究活動の時期には、すでに法の宗教的基礎づけにも関心を示していた。ボン大学へ移籍したのちの1830年頃から1840年頃には、民事訴訟法学の研究にくわえ、法の宗教的基礎づけについても考察を深め、独自の見解を得るにいたる。そこでは、ベートマン=ホルヴェークは、法をキリスト教的倫理に強く結びつけつつ、

、についての包括的な叙述としては、次のものが基礎を提供する。Joachim Rückert, Kant-Rezeption in juristischer und politischer Theorie (Naturrecht, Rechtsphilosophie, Staatslehre, Politik) des 19. Jahrhunderts, in: John Locke und/and Immanuel Kant. Historische Rezeption und gegenwärtige Relevanz, hg. von M. P. Thompson, Berlin 1991, S. 144-215. この論文は、19世紀のドイツ法哲学史を彩る多数の文献を網羅的に検討したうえで、それらのマクロな傾向を整理した研究である。そのため、豊かな叙述内容をもつ一方で、個々のテキストに対する詳細な分析は十分とはいえず、この点今後の研究での補充の余地がある。

(6) Hans-Peter Haferkamp, Christentum und Privatrecht bei Moritz August von Bethmann-Hollweg, in: Naturrecht und Staat in der Neuzeit, Diethelm Klippel zum 70. Geburtstag, herausgegeben von Jens Eisfeld, Martin Otto, Louis Pahlow und Michael Zwanzger, 2013, S. 519-541.

(7) Haferkamp, Christentum (前出注6), S. 521.

法を実質的倫理により基礎づける試みへと向かった。⁽⁸⁾あわせて彼は、このころ宗教的直観に基づく法の認識手法を法律家に要求した。⁽⁹⁾

このような思想が生み出された背景には、内的調和を重んずる彼の人格の影響を無視しえないが⁽¹⁰⁾、その一方で、宗教的倫理と法の調和というその核心的な特徴において、サヴィニーとの強い思想的共通性を示すものでもあった。最終的にそのような試みは、「隣人愛」を法の倫理的原理として位置づけける立場へといたり⁽¹¹⁾、ベートマン=ホルヴェークの独自の法思想として樹立されることになる⁽¹²⁾

ところが、政治家としての実務経験をも積んだ1850年代以降、ベートマン=ホルヴェークは、それまで依拠していた実質的倫理による法の基礎づけから距離を取るようになる。そしてそれに呼応するかのようになり、個人の主観的決定の自由に焦点をあてた「形式的自由」の重要性を説くようになる。このような「形式的自由」の導入がベートマン=ホルヴェーク自身にとって重要な変化だと感じられたことについては、彼自身の回顧録に記述が残されている。⁽¹⁴⁾ハーファカンプはこれを「形式的自由への注目〔Hinwendung〕」と表現し、彼自身のベートマン=ホルヴェーク理解の一つの鍵としている。⁽¹⁵⁾

このように「形式的自由」を導入したことの結果、ベートマン=ホルヴェークは、宗教的倫理と切り離された法が「形式」として自由を保障すべきことを説くようになる。ここでは、倫理は自由を通じて追求される。⁽¹⁶⁾くわえて、このような変化を遂げたベートマン=ホルヴェークは、合理主

(8) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 534ff.

(9) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 529.

(10) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 520. また前出注3のヴァッハの言葉も参照されたい。

(11) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 533f.

(12) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 520ff., 524ff.

(13) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 535.

(14) *Bethmann-Hollweg*, *Familien Nachricht* (後出注25), Bd. 2, S. 73, 349.

(15) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 534ff.

(16) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 535.

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉

義の意味での体系的方法にも共感を示し、ちょうどこの時期から隆盛を迎える「構成的法学」に接近する姿勢を見せることになる⁽¹⁷⁾。

きわめて単純化した言い方が許されるなら、以上のようなハーファカンブによるベートマン=ホルヴェークの法思想についての理解は、次のようにまとめられるのではないだろうか。すなわち、ベートマン=ホルヴェークの学者としての生涯の前半期、およそ1810年代から1840年頃までは、法とキリスト教倫理のとの強い結びつきを志向していたことがうかがわれ、1850年代に「形式的自由」を重視するようになったあとは、法を実質的倫理により基礎づけることを控えるようになり、より形式的な思考法に接近するようになる、と。

このようなハーファカンブの研究は、近代ドイツ法学史上の重要な法学者の一人を取り上げ、法の哲学的基礎づけをめぐる見解に注目しつつ、従来の研究では十分明らかにされなかった側面に光を当てるものである。重要な法思想の詳しい内容を明らかにし、歴史的意義を解明した点において、この研究は大きな意義をもつ。とりわけ、キリスト教との関連性を考慮する必要があることを明らかにしたことは貴重な貢献である⁽¹⁸⁾。

しかしながら、このようなハーファカンブの論旨は、次の二点において補完を要すると思われる。

第一に、「形式的自由」を導入する以前のベートマン=ホルヴェークにおいて「自由」がいかなる意義を有したかを、明らかにする必要がある。

(17) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 539.

(18) ハーファカンブは他の論文においても、ベートマン=ホルヴェークをはじめとする歴史法学派とキリスト教徒の関連について言及している。*Hans-Peter Haferkamp*, *Einflüsse der Erweckungsbewegung auf die "historisch-christliche" Rechtsschule zwischen 1815 und 1848*, in: *Pascale Cancik, Thomas Henne, Thomas Simon u. a.* (Hgg.), *Konfession im Recht. Auf der Suche nach konfessionell geprägten Denkmustern und Argumentationsstrategien in Recht und Rechtswissenschaft des 19. und 20. Jahrhunderts*. Symposium zum 65. Geburtstag von Michael Stolleis, Frankfurt a. M. 2009, S. 71-94. *Ders.*, *Christentum und Privatrecht im Vormärz*, in: *Nils Jansen, Peter Oestmann* (Hgg.), *Rechtsgeschichte heute. Religion und Politik in der Geschichte des Rechts*. Schlaglichter einer Ringvorlesung, Tübingen 2014, S. 181-191.

たしかに、1850年代以降にベートマン=ホルヴェークが「形式的自由」を強調するようになったのは事実である。だが、実際にはそれ以前の段階においても「自由」の意義を認めていなかったわけではない。もちろん、⁽¹⁹⁾ハーフアカンプもこの点を無視しているわけではない。だが、そこでは、キリスト教倫理の影響を強調する一方で、自由の位置づけについての立ち入った検討はなされていない。それゆえ、たとえ、1850年代における「形式的自由への注目」が事実であるとしても、かかる変化の意義を適切に理解するためには、それ以前のベートマン=ホルヴェークの「自由」概念との比較をふまえる必要があるのではないだろうか。

第二に、「形式的自由」の導入以後のベートマン=ホルヴェークにおいて、(「形式的自由」としての)「自由」以外にも、その法思想の根幹として重要な概念が存在した可能性を検討する必要がある。この点で、本稿では「関係」概念に注目したい。⁽²⁰⁾

ベートマン=ホルヴェーク自身が記していることだが、当時のドイツ法学界では、自由の担い手である「人格」と人間同士の「関係」のいずれを法体系の基礎として採用すべきか、という法理論上の争いが存在した。⁽²¹⁾ベートマン=ホルヴェークは、明らかにこの論争を踏まえつつ、1864年の著作において、自らは法体系の基礎として「自由」と並んで「関係」に立⁽²²⁾

(19) たとえば *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 524, 534.

(20) サヴィニーが『体系』において採用した法概念について、原稿作成の途中段階まで「関係」概念の使用を検討していたこと、またそのようなアイデアの採用についてベートマン=ホルヴェークの意見が影響を与えた可能性について、拙稿「関係の規則としての法——サヴィニー『現代ローマ法体系』に採用されなかった法概念 (1) (2完)」、*産大法學第50巻1・2号*、1-24頁、51巻1号45-69頁、参照。

(21) *Bethmann-Hollweg*, *Rez. zu Savignys* (後出注58) S. 1580. ただし、ベートマン=ホルヴェークが直接名前をあげているのはプフタとシュタールのみであるから、この論争が当時の学界内でどの程度の広がりをもっていたかについては、ここでは判断できない。この論争については次の文献を参照。*Hans-Peter Haferkamp*, *Georg Friedrich Puchta, Studien zur europäischen Rechtsgeschichte* Bd. 171, Frankfurt am Main 2004, S. 311ff.

(22) *Bethmann-Hollweg*, *Civilprozeß I* (前出注2), S. 6. なお、ここでベートマン=ホルヴェークがいう「関係」は、理論上の系譜としては、彼自身がシュタール、サヴィニーの見解につらなるものと考えていたと理解してよい。同S. 10, Fn 1 および S. 11, Fnを参照。

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉

脚することを述べている。かかる見解が表明されたのは、すでに「形式的自由への注目」がなされた後であるから、ベートマン=ホルヴェークは法体系の基礎として「自由」ないし「形式的自由」だけを考えていたわけではなかったことになる。つまり、少なくとも法体系の基礎をめぐる議論に関しては、「形式的自由」だけを強調することは、ベートマン=ホルヴェークの法思想を理解するやり方としては一面的ということになる。

なお、ベートマン=ホルヴェークの著作を年代ごとに見るならば、このような「自由」と「関係」の両者を法体系の基礎とする考え方は、遅くとも1840年には示されている⁽²³⁾。したがって、このような考え方に基づく法思想の表明は、1850年代の「形式的自由」の導入以後にはじめて生じた事態ではない、ということになる。とするならば、「自由」と「関係」の両者を法体系の基礎とする思想は、「形式的自由」の導入の前後のいずれの時期にも見られるのであり、したがって、この思想は、ベートマン=ホルヴェークの学問活動の相当の期間において一貫して維持された思想であった可能性がある。仮にこのような、長期にわたり維持された思想の基本構造を見出すことができるとすれば、これこそは、ベートマン=ホルヴェークの思想の最も重要な要素として、まずは分析の対象とすべきではないだろうか⁽²⁴⁾。

以上の課題を検討するために、本稿では以下の手順で考察をおこなう。

第一に、ベートマン=ホルヴェークの略伝を示し、その生涯と著作について基本的な事柄を確認する。同人の生涯について、前半期と後半期の生

(23) *Bethmann-Hollweg*, *Rez. zu Savigny* (後出注 58), S. 1580. ベートマン=ホルヴェークは「法は両者〔自由意思と諸関係〕の産物である」(〔 〕内は耳野)とする。

(24) 以上の指摘に関連して、さらに以下の点に留意する必要がある。すなわち、これら「自由」と「関係」の概念が、いずれも「法体系」の基礎づけのために言及されている、ということである。言い換えれば、ベートマン=ホルヴェークは同時に法の体系化に関心があったからこそ、その基礎づけについて常に腐心していた、という推測が成り立つ。実際、ベートマン=ホルヴェークの著作には、法の体系化ないしは法学方法論としての体系的な方法についての言及が少なからずみられる。この点で、ベートマン=ホルヴェークにとつての体系的思考の意義を低く見積もることは危険である。以上に対して、ハーファカンブは、1850年代の「形式的自由」の導入以後、ベートマン=ホルヴェークが合理的な体系的思考(ないし「構成的法学」)に接近したかのように受け取れる記述を行っている。*Haferkamp*, *Christentum* (前出注 6), S. 539f.

活史上の簡単な概略と共に、著作についての基本情報を確認したい。あわせて、折々における法の哲学的関心の有無についても確認したい。以上を通じて、前半期ならびに後半期における自由概念を検討するための下準備をおこなう。

第二に、以上の生涯と著作の概略の紹介をふまえ、ベートマン=ホルヴェークの自由概念の整理を行う。まずは、1840年頃までの前半期に注目する。この時期のベートマン=ホルヴェークの著作を素材に、ここでの法と倫理の関係、「自由」概念と「関係」概念の意義についての見解を検討する。

第三に、「形式的自由への注目」以後のベートマン=ホルヴェークの「自由」概念に注目する。すなわち、1850年代以降の後半期の著作を素材として、法と倫理の関係、「自由」概念と「関係」概念の意義についての見解を検討する。くわえて、これらの作業を行ったうえで、前半期の見解に対する検討の結果と後半期の見解に対する検討の結果を比較する。

第2章 ベートマン=ホルヴェークの生涯と著作⁽²⁵⁾

1. 学問への道 —— ゲッティンゲンからベルリンへ

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークは、有名な銀行家一族の子孫として、フランクフルト・アム・マインで1795年4月8日に生まれた。ベートマンという名は、彼の父ヨハン・ヤコブ・ホルヴェークがベートマン家の娘との婚姻のさいに自身の名前に付けくわえたものだった。

ベートマン=ホルヴェークの幼少時には、のちに地理学の創始者となる

(25) ここでは、事実関係の概略については、おもに *Landsberg* (前出注3) と *Wach* (前出注3) の叙述に依拠する。基本資料として重要なのは、*Bethmann-Hollweg, Familien-Nachricht, 2 Bde.* (1876/1878) である。以下の略伝は、もとより行き届いた伝記を意図するものではなく、本稿の第2章と第3章での議論に必要な基本情報を確認することが目的である。そのため、伝記としてはきわめて不十分で簡略なものであることを予めお断りしておきたい。

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉
カール・リッターが家庭教師をしていた。ベートマン=ホルヴェークは、このリッターの導きで1811年から1813年の間、ゲンフとローマなどへの旅に赴き、その後にゲッティンゲン大学に入学した。ゲッティンゲン大学では法律学を専攻し、フーゴやハイゼの講義を聴講した。後年この頃を振り返って述懐しているところでは、ベートマン=ホルヴェークは彼らの講義には満足できなかったようである。⁽²⁶⁾

その後、ベートマン=ホルヴェークは1815年にはベルリン大学へ赴き、サヴィニーの指導の下で法学の勉強に勤しむことになる。サヴィニーの人物柄と講義はベートマン=ホルヴェークを魅了した。1817年にはゲッティンゲンのアシスタントとして、ヴェローナへ赴きガイウス写本の研究に従事している。このことが、ベートマン=ホルヴェークをして学問の道を歩むことを決心させるきっかけとなった。⁽²⁷⁾

ベートマン=ホルヴェークは、1818年にゲッティンゲン大学で最優秀の成績で博士号を授与され、1819年の春にはベルリンで教授資格を取得した。1820年には同じくベルリンで院外教授となり、1823年にはハッセとゲッティンゲンの退職にともない、正教授に昇任した。1827～28年には33歳にしてベルリン大学の学長職（Rektorat）を務めた。

このころの教授活動については、当初は法学提要の講義などに限定されていたが、ゲッティンゲンの退職後は学説彙纂（パンデクテン）も扱われるようになったという。⁽²⁸⁾だが注目すべきは、この間、サヴィニーの助言に従い、ベートマン=ホルヴェークが民事訴訟法の分野に携わるようになったことである（1820/1821年冬学期）。⁽²⁹⁾この試みは、『一般民事訴訟法講義要綱

(26) *Bethmann-Hollweg*, Familien-Nachricht, Bd. 1 (前出注 25), S. 201f. フーゴについて、その講義に「連関 [Zusammenhang]」が欠けていることを批判しつつ、「最大の弱点は彼の自然法であるように見えました。」と記している。Ders., Savigny (後出注 73), S. 46f. も参照。

(27) *Wach*, *Bethmann-Hollweg* (前出注 3), S. 764.

(28) *Wach*, *Bethmann-Hollweg* (前出注 3), S. 764.

(29) *Wach*, *Bethmann-Hollweg* (前出注 3), S. 764. また *Bethmann-Hollweg*, Familien-Nachricht, Bd. 1 (前出注 25), S. 312 も参照。1820年の夏学期にはじめて法学提要を講じ、サヴィニーの助言で民事訴訟の研究を開始したとされる。

——付：学問的研究方法のための序論』(1821年、第2版1825年、第3版1832年)⁽³⁰⁾として公刊された。また1827年には『民事訴訟理論各論研究』⁽³¹⁾を著した。

このような試みのなかで、ベートマン=ホルヴェークは、「歴史法学派の精神において、つねに歴史的発展から出発して現行法を確定し理解すること」を目指した。その結果彼が到達したのは、「ドイツ普通訴訟法は、ローマ法源、カノン法源、帝国立法から明らかにされうるものではないこと、裁判所で実際に適用されている慣習法はただ実務法律家の著作の包括的研究を通じてのみ認識可能であること」⁽³²⁾であった。

また、このベルリン時代には、ベートマン=ホルヴェークは『実定法のエンツィクロペディー』を講じている。そこには、法の哲学的基礎を探求する序論が付されていたとされ、このころすでに彼がこうした問題に関心をもっていたことが示唆されている。ただしヴァッハによれば、この時点では彼ははまだ「倫理と法の最終的な内的統一の根拠」にまで到達してはいなかった。⁽³³⁾

2. 宗教的倫理による法の基礎づけの試み

このベルリン時代は、ベートマン=ホルヴェークにとって、宗教生活においても重要な意味を持った。注目すべき点は、1816年にベートマン=ホルヴェークが、サヴィニーとの交流のなかで、覚醒運動と接触したことである。ベートマン=ホルヴェーク自身も1817年の年明けに覚醒を得たとされる。⁽³⁵⁾

(30) ここでは次の第三版を参照。*Bethmann-Hollweg, Grundriß zu Vorlesungen über den gemeinen und preußischen Civilprozeß*. 3. vermehrte Ausgabe. Adolph Marcus, Bonn 1832.

(31) *Bethmann-Hollweg, Versuche über einzelne Theile der Theorie des Civilprozesses*, 1827.

(32) *Wach, Bethmann-Hollweg* (前出注3), S. 764.

(33) *Wach, Bethmann-Hollweg* (前出注3), S. 765. この点は、後出注39の本文の内容に関連している。

(34) 以下の記述は *Haferkamp, Christentum* (前出注6), S. 521f による。

(35) *Fischer, Bethmann-Hollweg und Protestansimus* (前出注3), S. 69f. *Fischer, Bethmann-Hollweg* (1955) (前出注3), S. 187f.

モーリツ・アウグスト・フォン・バートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉

この運動は、合理的啓蒙主義神学に対抗して敬虔主義を重視する潮流であり、キリスト自身による個人的許しを信仰の中心に置くものだった⁽³⁶⁾。サヴィニーは1816年に、バイエルンでの覚醒運動の影響を伝える弟子のネポムク・フォン・リンクザイス [Nepomuk von Ringseis] からの手紙を受け取り、その内容を周囲の友人たちに伝えた。バートマン=ホルヴェークは、ガイウス研究のためゲッセンの助手として旅をする途中、このバイエルンでの覚醒運動の中心物を訪ねたとされる。またバートマン=ホルヴェークは、1817年には神学者ジークムントとともに宗教サークルを結成し、その後この宗教的共同体は、1877年のバートマン=ホルヴェークが死去するまで続いたのであった。ここでの宗教的生活はもっぱら「内面的」なものであり、政治および合理的学問とは緊張関係にあった。また倫理的問題は、キリスト教的世界観に基づき判断されるべきものとされ、そのため当時の哲学（たとえばシュライエルマッハー）はバートマン=ホルヴェークを満足させるものではなかったとされる⁽³⁷⁾。

このように、バートマン=ホルヴェークは学究としての活動の傍ら、自らの信仰を追求し続けていた。と同時に、当時の既存の哲学には物足りなさを感じていた。このような事情から、バートマン=ホルヴェークは次第に、自身が信奉するキリスト教を支えとしつつ、自身の法思想を基礎づけようとするようになってゆく。

しかし同時に、ここにはその師との関係もまた、大きな影を落としていた。バートマン=ホルヴェークをはじめとするサヴィニーの弟子たちから

(36) 近代ドイツにおける敬虔主義と覚醒運動について、M. シュミット著、小林兼一訳『ドイツ敬虔主義』（1992年）、246頁以下、参照。またバートマン=ホルヴェークが属する覚醒運動のグループについて、E・エンゲルベルク著、野村美紀子訳『ビスマルク 生粋のプロイセン人・帝国創建の父』184頁に短い言及がある。「…覚醒運動はいずれも、信徒内部の信仰の向上だけではなく世界のキリスト教化をめざす傾向を持っていたのだから、バートマン=ホルヴェークも政治的に動かざるをえなかった。かれが選び取ったのは、保守的な、主として大商人の立場である。かれは急進的な結論を斥けた。民主主義者の言う意味の法律違反も、かれらに対立する反動主義者の言う意味の法律違反も、下からの革命も上からの憲法違反も、かれは欲しなかった。」

(37) *Haferkamp, Christentum* (前出注6), S. 522.

みると、法思想の基礎づけという重大な問題を、彼らの総帥であるサヴィニー自身が放棄してしまったように見えていた。この点で、サヴィニーが『使命』において展開した民族精神による法の歴史的生成という理論、⁽³⁸⁾ 彼らを満足させることはできなかった。そのため、弟子たちにとっては、それぞれが自ら、自己の法思想の哲学的基礎づけに乗り出さざるをえないと感じられたのだった。ベートマン=ホルヴェークも、そのように感じていた一人であった。

後年、ベートマン=ホルヴェークは、この頃の自らの思想的営為をふりかえって次のように述べている。⁽³⁹⁾

その当時、「国家と法の最終的根拠づけ」についての見解は、サヴィニーも与えてはくれなかった。そこで、ベートマン=ホルヴェーク自身は『法律的エンツィクロペディー』の講義のなかでかかる見解を樹立するよう試みた。そのさい、ヘーゲルとその弟子ガンスの見解やハラーの見解には従うことができなかったので、「聖書の示唆に基づいて、自分自身で体系を形成しようと試みた」。それは、「最高の道徳法則としての隣人愛の命令」が、「個別ばらばらになった意思の承認と強制的保護を要求する法」を排除するように見えたからであった。ここでは、法を「不完全で暫定的な秩序」として説明しようとした。

ベートマン=ホルヴェークのこの述懐では、「隣人愛の命令」が道徳の最高法則とされ、秩序形成の要として位置づけられている。そしてこの点に応ずるかたちで、法秩序は不完全なものとされている。実際、このような「隣人愛」を核とする見解は、その後も受け継がれ、ベートマン=ホルヴェーク自身の法の哲学的基礎づけの柱となつてゆく。⁽⁴⁰⁾ しかし同時に、この時点では、そうした見解が、独自のものとしていまだ確立されたわけで

(38) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注6), S. 523.

(39) *Bethmann-Hollweg*, *Familien-Nachricht*, Bd. 1 (前出注25), S. 380. ここに出てくる『法律的エンツィクロペディー』の講義とは、先述(前出注33)の『実定法のエンツィクロペディー』の講義のことと思われる。

(40) ここでの端緒がやがて1839年の思想へと結実する。たとえば、後出注57のベートマン=ホルヴェークの書簡において、ある程度の体系的な記述を見出すことができる。

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉はなく、引き続きその探求が続けられるであろうことが示唆されていることにも、留意しておきたい。⁽⁴¹⁾

3. 独自の法の基礎づけの確立 —— ボンでの活動

さて、1829年にベートマン=ホルヴェークは、ボン大学へ転出する。母親の強い希望があったとされる。そこでは、ニープールをはじめとする同僚たちと活発な学問活動を展開することができた。だがその後、ベートマン=ホルヴェークは、政治活動に関わるとともに、1842年には教授職を辞して、ボン大学の理事職（Kurator）および非常勤の全権委任者に就任している。⁽⁴²⁾

この時期におけるベートマン=ホルヴェークの学問的活動としてまず注目すべきは、上記『綱要』の第3版（1832年）が公刊されたことである。⁽⁴³⁾ 彼はこの『綱要』に長大な「序論」を付し、そこに法一般に関する自らの思想を記すにいたった。ベルリンにおいて果たすことのできなかった、法についての独自の哲学的基礎づけの企図について、ようやく一定の成果を得たことになる。⁽⁴⁴⁾

ヴァッハによれば、本書においてベートマン=ホルヴェークは「法の倫理的確信を、すなわち、善が一般的規則に適合するかぎりにおいて善を実現するという法の目的を、明確に把握し」ており、また「法の倫理的側面についてのかかる知識が本書を新鮮な生の温かみで満たしている」のであった。ここで言及されている倫理とは、キリスト教倫理のことであり、この点でベルリンでの試みを継承したものであるとは明らかである。なお、

(41) *Bethmann-Hollweg*, Familien-Nachricht, Bd. 1 (前出注 25), S. 380. ランズベルクは、1817年頃に「ベートマン=ホルヴェークの内的で宗教的、かつ穏健保守的な世界観と国家観の基礎が確立されたように見える」とする。*Landsberg*, Geschichte, Noten (前出注 3), S. 129.

(42) *Landsberg*, Geschichte, Noten (前出注 3), S. 130.

(43) 前出注 30 を参照。

(44) *Haferkamp*, Christentum (前出注 6), S. 527f.

(45) *Wach*, Bethmann-Hollweg (前出注 3), S. 766.

本書にふれたサヴィニーは、とくにこの「序論」の思想的内容について非常に高い評価を与えたと伝えられている。⁽⁴⁶⁾

当時、法を宗教的倫理を引き合いに出して基礎づける理論的な試みは、それほど多くなかった。この点で、歴史法学派のなかでもベートマン=ホルヴェークの試みは貴重なものだった。⁽⁴⁷⁾ 当時、類似の試みとしてベートマン=ホルヴェーク以外で目につくのは、1830年シュタールの法哲学の第1卷⁽⁴⁸⁾、そして1832年のゲッセルの作品⁽⁴⁹⁾に限られていた。前者ははまだ哲学史を主要な内容とするものであり、本格的な法の哲学的考察については1833年の第二巻を待たねばならなかった。後者は、キリスト教倫理と信仰の結びつきを強調しつつ、法学を神学の下に位置づけるものであり、このような考え方は、ベートマン=ホルヴェークには受け入れられないものであった。⁽⁵⁰⁾

なお、この「序論」について興味深いのは、法学方法論についても比較的詳しく説明がなされていることである。ベートマン=ホルヴェークは、あきらかにサヴィニーの法学方法論に準拠しており、彼が法の認識方法に強い関心をもっていたことがうかがえる。⁽⁵¹⁾

さて、その後もベートマン=ホルヴェークは民事訴訟の歴史的研究に倦むことなく励み続けている。その成果は、『没落するローマ帝国の裁判制度と訴訟：ユスティニアヌス帝時代までのローマ法史研究』（1834年）となって現われる。⁽⁵²⁾

(46) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注 6), S. 520. *Bethmann-Hollweg*, *Familien-Nachricht* Bd. 2 (前出注 25), S. 72. ここでは1832年11月25日付のサヴィニーからの書簡が紹介されている。

(47) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注 6), S. 526.

(48) *Friedrich Julius Stahl*, *Die Philosophie des Rechts nach geschichtlicher Ansicht*, Bd. 1 (1830).

(49) *K. F. Göschel*, *Zerstreute Blätter aus den Hand- und Hülfsakten eines Juristen*, Erster Theil, Erfurt 1832.

(50) *Haferkamp*, *Christentum* (前出注 6), S. 526.

(51) *Bethmann-Hollweg*, *Grundriß* (前出注 30), S. Vf.

(52) *Bethmann-Hollweg*, *Gerichtsverfassung und Prozeß des sinkenden Römischen Reichs: Ein Beitrag zur Geschichte des Römischen Rechts bis auf Justinia*. 1834.

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉

ヴァッハによれば、本書は、ベートマン=ホルヴェークがこのころ構想していた民事訴訟の教科書の第1部に相当する歴史部門の第1巻に当たるものだった。彼の構想では、第2巻では中世におけるローマ訴訟法の歴史が、第3巻では近代へいたるドイツ訴訟法史が扱われる予定であった。ベートマン=ホルヴェークが設定したテーマは、当時、それまでほとんど学問的研究のなされたことのない分野であり、彼の著作はそのための基礎を据えるという意味があった。だが、この構想は、ベートマン=ホルヴェークの政治へのかかわりのために中断されてしまう⁽⁵³⁾。

この時期の活動としてさらに留意しておきたいのは、1835年春に開始されたサヴィニーによる『現代ローマ法体系』の執筆作業に、ベートマン=ホルヴェークが協力した⁽⁵⁴⁾ことである。サヴィニーは、執筆作業を開始して以降、自分の作成した草稿のいくつかをベートマン=ホルヴェークの閲覧⁽⁵⁵⁾に供し、コメントを求めている。

ここで強調したいのは、これらサヴィニーの『体系』にかかわった際のベートマン=ホルヴェークの発言の中に、法の哲学的基礎づけに関する彼の⁽⁵⁶⁾見解が記されている場合がある、ということである。具体的には、ベートマン=ホルヴェークがサヴィニーの求めに応じて法概念について一文をしたためた書簡には、先の「隣人愛」を明確に法の基礎的原理として位置

(53) Wach, Bethmann-Hollweg (前出注3), S. 767. のちに見るように、本書のプロジェクトは、政治活動を離れたのちに新たな基礎の下で引き継がれることになる。

(54) ベートマン=ホルヴェーク自身の回顧録のなかに、1835年の3月、サヴィニーから『体系』の執筆を決心した旨の報告を受けるとともに、「それ以降、『体系』の計画の精密な確定と個別の点の仕上げが、われわれの文通の主要な内容となった」旨の記述がある。Bethmann-Hollweg, Familien-Nachricht, Bd. 2 (前出注25), S. 79.

(55) 拙稿「サヴィニー『現代ローマ法体系』の成立過程におけるベートマン=ホルヴェークの指摘の影響——「債務関係の対象」に関わるテキストを素材として」、産大法学47巻3・4号(2014年)、606-579頁、参照。

(56) その概要について次の文献を参照。Hans Kiefner, Das Rechtsverhältnis. Zu Savignys System des heutigen Römischen Rechts: Die Entstehungsgeschichte des § 52 über das „Wesen der Rechtsverhältnisse“, in: Festschrift für H. Coing, München 1982, Bd. 1, S. 149-176. Jetzt ders., in: Ideal wird was Natur war, Abhandlungen zur Privatrechtsgeschichte des späten 18. und 19. Jahrhunderts, 1997, S. 59-81.

づける見解が述べられている。⁽⁵⁷⁾

その後、サヴィニーの『体系』第1巻が1840年に公刊されると、ベートマン=ホルヴェークはこれに対する詳細な書評を著わした。⁽⁵⁸⁾ 注目すべきことに、ここでもまた、ベートマン=ホルヴェークは、サヴィニーの法学方法論に言及するなかで、法の哲学的基礎づけに関する彼自身の見解についてもふれている。⁽⁵⁹⁾

4. 政治への関わり⁽⁶⁰⁾

さて、教授職在任中の1840年の夏以降、ベートマン=ホルヴェークは、スイスとイタリアへ長期の休暇旅行へと出かけている。その間、ベルリンにも訪れ、フリードリヒ=ヴィルヘルム4世と個人的な関係を築いた。このことは、その後ベートマン=ホルヴェークを国政および教会政策へと深く引き込む遠因となる。

1845年には、ベートマン=ホルヴェークは枢密院議員に任命された(～1846年)。さらには、サヴィニーの望みに従い立法委員会にも参画した。その一方で、信仰の面でも彼は積極的な活動を見せており、福音主義協会の統一的体制の樹立をめぐる運動にもかかわることになる。⁽⁶¹⁾ その後、国王との間に見解の対立が生じたことから、ベートマン=ホルヴェークは、ボン大学の理事職を辞している。⁽⁶²⁾

しかしながら、これらを以て、ベートマン=ホルヴェークは政治活動か

(57) Savignys Nachlaß in Marburg, Ms. 925/11, Bl. 218-219.

(58) *Bethmann-Hollweg*, Rezension zu Savigny, System, Bd. 1, in: Göttinger Gelehrte Anzeige, S. 1573ff.

(59) *Bethmann-Hollweg*, Rez. zu Savigny (前出注 58), S. 1579f.

(60) 本来なら、この政治家としての活動はベートマン=ホルヴェークの思想を理解するうえで、法学者としての活動に劣らぬ重要性を持つと思われる。だが本稿ではこの点については立ち入ることはできない。ベートマン=ホルヴェークの政治思想については、何よりフィッシャーの優れた研究(前出注 3)を参照する必要がある。

(61) *Landsberg*, Geschichte, Noten (前出注 3), S. 130.

(62) ちなみに、この間ベートマン=ホルヴェークは完全に学問活動を放棄していたわけではない。1846年に『ロンバルディア諸都市の自由の起源』が発表されている。*Wach*, *Bethmann-Hollweg* (前出注 3), S. 768f.

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉

ら退いたわけではなかった。プロイセン議会において第一院 (erste Kammer)、ついで第二院 (zweite Kammer) の議員を歴任し、後者において一時は副議長も勤めた (1853 年 11 月)⁽⁶³⁾。またこの間、十字新聞党の保守主義と排他的な宗派的観点を批判する立場から、ベートマン=ホルヴェークは仲間とともに『プロイセン週報』を 1851 年に創設した。これは、貴族政治と政府への不満が生ずる中、自由主義的な保守的勢力による党派の形成に道を開こうとするものだった⁽⁶⁴⁾。なお、こうしたなか、ベートマン=ホルヴェークは 1857 年に論文『自由の歴史によせて』を発表している⁽⁶⁵⁾。この論文こそは、ベートマン=ホルヴェークが「形式的自由への転換」を敢行したまさにその成果とってよい業績である⁽⁶⁶⁾。

その後、ベートマン=ホルヴェークは、1858 年 11 月 6 日に成立したいわゆる「新時代」内閣において、文化大臣を務めた。同内閣が 1862 年に退陣すると、それにともない彼もまた大臣職を退いた。

5. 再び学究として

大臣を辞したのち、67 歳にしてベートマン=ホルヴェークは私人の生活に戻った。だが、彼はその後も精力的に著述にはげみ、膨大な著作をふたたび発表する。それは、先に中断した民事訴訟の教科書を執筆するという

(63) *Kleinheyer, Schröder (hg.)*, Deutsche und Europäische Juristen aus neuen Jahrhunderten (4. A.), S. 467 では、この第一院と第二院の活動期間を 1849 年から 1855 年としている。

(64) 『十字新聞』については、細川裕史「ドイツ語圏における政治的カトリック系新聞の誕生と発展」、『阪南論集 人文・自然科学編』Vol. 50, No. 2, p. 12 参照。

(65) *Wach, Bethmann-Hollweg* (前出注 3), S. 769. *Landsberg, Geschichte, Noten* (前出注 3), S. 130 も参照。

(66) *Bethmann-Hollweg, Zur Geschichte der Freiheit*, in: Protestantische Monatsblätter für innere Zeitgeschichte. Bd. 9 u. 10, 1857/58.

(67) このような歴史的脈からして、ベートマン=ホルヴェークの「形式的自由」概念への注目の意義を明らかにするためには、本来ならば、政治史的・社会史的背景を考慮することが不可欠である。しかしながら、本稿では彼の理論構造の分析にのみ焦点をあて、背景をふまえた分析まではおこなえない。この点で本稿はベートマン=ホルヴェークの法思想を研究するための準備作業の一つとして位置づけられる。

プロジェクトの⁽⁶⁸⁾続きとして具現化された。だがそれは、以前の研究の継続としてではなく、「完全に新しい基礎」⁽⁶⁹⁾に立脚するものだった。ヴァッハによれば、法と法的紛争についてのゲルマン的直観の理解を欠いたのでは、「中世における訴訟法の運命」は把握されえず、基盤となるローマ法の叙述を帝政後期の裁判制度と訴訟に限定したのでは、ローマ的要素とゲルマン的要素との対立を十二分に明らかにすることはできない、という認識をベートマン=ホルヴェークはもつにいたったのである⁽⁷⁰⁾。

かかる問題意識に基づく膨大な著作は、『歴史的發展における普通法訴訟』というタイトルで、6巻が順次⁽⁷¹⁾公刊された。最初の3巻ではローマの民事訴訟（第1巻“legis actiones”（1864年）、第2巻“Formulae”（1865年）、第3巻“cognitiones”（1866年））が扱われ、次の2巻（第4巻（1871年）、第5巻（1873年））では5世紀から8世紀までのゲルマン-ローマ的民事訴訟が主題とされた。ここでは、フランク王国における法発展とイタリアにおけるその継続形成、12世紀におけるローマ法の再生までが扱われた。次に発表された第6巻（1874年）は、同じく中世におけるゲルマン-ローマ的民事訴訟について12世紀から15世紀を主題とし、その第1部として公刊された。これ以降は公刊されることなく終わった⁽⁷²⁾。

本稿の主題との関連から注目すべきは、第1巻の序論である。ここでは、簡潔ながら、晩年のベートマン=ホルヴェークによる法の哲学的基礎づけに関する見解が展開されている。

この時期に発表された作品で、さらに本稿の主題との関連から触れておくべきものがある。ひとつは、サヴィニーの没後に公刊された『法学者、政治家、キリストとしてのフリードリヒ=カール=フォン=サヴィニー

(68) 前出注53の本文を参照。

(69) Wach, Bethmann-Hollweg（前出注3）, S. 771.

(70) Wach, Bethmann-Hollweg（前出注3）, S. 771.

(71) 前出注2を参照。

(72) Wach, Bethmann-Hollweg（前出注3）, S. 771. ヴァッハによれば、ベートマン=ホルヴェークのこの作品によりローマ民事訴訟ははじめて「全体的記述」を与えられたとされる。

モーリツ・アウグスト・フォン・ベートマン=ホルヴェークの法思想における〈自由〉と〈関係〉の思い出』(1867⁽⁷³⁾年)である。これは、サヴィニーの人と業績をふりかえり、その貢献を称揚するものだが、やはり法の哲学的基礎づけにかかわる内容をも含んでいる。いまひとつは、『現代の課題としての立法と法学について』(1876⁽⁷⁴⁾年)である。これは、ドイツ帝国成立後の民法典導入にかかわる基本思想を、サヴィニーの『立法と法学に対する現代の使命』をふまえつつ論じたものである。ここには事柄の性質上、やはり法源に関する法哲学的考察も含まれている。この点で、法の哲学的基礎づけに対するベートマン=ホルヴェークの関心は、むしろその強弱はあるにせよ、最晩年にいたるまで衰えることはなかった、とってよいであろう。

そしてその翌年、ベートマン=ホルヴェークは1877年7月14日にライネッケの居城で亡くなった。

6. ベートマン=ホルヴェークの生涯と著作について確認すべき点

このようなベートマン=ホルヴェークの生涯について、ここでは次のことを確認しておきたい。

まず第一に、彼の生涯の学問的發展をみるとき、これをおおまかには前半期と後半期に分けることができる、ということである。法学の研究を開始した1810年代はじめから長期の休暇旅行へでかける1840年頃までが前半期、政治活動などを経て私人の立場でふたたび学問に専心し始める1862年から亡くなる1877年までが後半期である。ベートマン=ホルヴェークは、前半期に民事訴訟を歴史法学の方法で探求することを志し、その端緒をつけ、一定の成果を得ている。そして、政治活動にともなう長期の中断を経て、後半期に相当する晩年に、ふたたび同様のプロジェクトを新たな基礎づけを試みつつ、敢行している。それは、最終的に巨大な業

(73) *Bethmann-Hollweg*, Erinnerung an Friedrich Carl von Savigny als Rechtslehrer, Staatsmann und Christ, in: *Zeitschrift für Rechtsgeschichte*, Bd. 6 (1867), S. 42-81.

(74) *Bethmann-Hollweg*, Über Gesetzgebung und Rechtswissenschaft als Aufgabe unserer Zeit, Bonn, 1876.

績として結実した。⁽⁷⁵⁾

このように見てくると、ベートマン=ホルヴェークが当初描いた構想、すなわち歴史法学の方法論に基づく民事訴訟研究という構想が、いかに巨大で一貫したものであったかがうかがえる。また、そのようなものであったればこそ、そこに何らかの哲学的基盤を求め続けたとしても、意外ではないと言えよう。

第二に、法学者としてのベートマン=ホルヴェークの営為をみたとき、きわめて顕著なのは、サヴィニーの導きがあったとはいえ、またサヴィニーとの極めて親密な関係があったにもかかわらず、つねに基礎から自らの法学を確立しようとする姿勢が見られることである。法学方法論についての強い関心、法についての独自の基礎づけの探求、そして歴史法学派の手法による民事訴訟研究の展開は、ベートマン=ホルヴェークの内部では相互に連携しながら一つの営みとして展開されていたようにみえる。

第三に、その結果として、ベートマン=ホルヴェークはその生涯において、つねに法の哲学的基礎づけに関心を有し続けていた。そこには、既成の哲学の流用を拒否し、自ら法の哲学的基盤を考え抜く、という意味も含まれている。それは前半期にはある程度の成果を得るにいたっている。そして後半期においても、哲学的思考は衰えることなくその著作に表現されている。この点で、ベートマン=ホルヴェークの哲学的思考について検討するのであれば、前半期、後半期いずれの著作についても分析の対象とすべきことは、明らかである。

(75) なお、このような「前半期」「後半期」という区分は、それ以外の時期（1840年ごろから1862年までの時期）の学問活動が重要でなかった、という趣旨ではまったくない。本稿での主題設定との関連から、ある程度集中的な学問活動が行われた前後二つの時期の比較を必要とすることから設定した便宜的な区分である。